

令和 7 年 9 月 12 日

産業建設常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会産業建設常任委員会会議録

令和7年9月12日（金曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

小野幸男委員長

志賀勝副委員長

柏恵美子委員

今野恭一委員

伊勢由典委員

土見大介委員

出席議長団（1名）

浅野敏江議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長	佐藤光樹	副市長	千葉幸太郎
技監	鈴木昌寿	産業建設部長	草野弘一
上下水道部長	鈴木良夫	産業建設部 水産振興課長	平塚博之
産業建設部 土木課長	鈴木英仁	産業建設部 商工觀光課長	横田陽子
上下水道部 次長兼業務課長	並木新司	上下水道部 上水道課長	熊谷孝行
上下水道部 下水道課長	佐藤寛之	産業建設部 水産振興課 水産総務係長	三浦賢

事務局出席職員氏名

事務局長	鈴木忠一
議事調査係主査	工藤聰美

事務局次長兼 議事調査係長	石垣聰
議事調査係主査	星井絵名

会議に付した事件

- 議案第46号 塩竈市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例
- 議案第47号 令和7年度塩竈市一般会計補正予算
- 議案第51号 令和7年度塩竈市下水道事業会計補正予算
- 議案第52号 権利の放棄について

午前10時00分 開会

○小野委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、感染症予防の観点から、発言の際にマスクを外していただかなくとも差し支えありません。

また、北側委員会室の扉を開放するなど感染症対策を行いますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

本日の審査の議題は、議案第46号「塩竈市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、議案第47号「令和7年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第51号「令和7年度塩竈市下水道事業会計補正予算」、議案第52号「権利の放棄について」の4件であります。

これより議事に入ります。

議案第46号、議案第47号、議案第51号及び第52号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

産業建設常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、塩竈市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例など、計4か件でございます。各号議案につきましては、この後、各担当課長からご説明いたさせますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 それでは、土木課から、議案第46号「塩竈市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

恐れ入ります。資料No.5をご用意ください。資料No.5、令和7年第3回塩竈市議会定例会議案の8ページをご覧ください。

議案第46号「塩竈市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」でございます。

提案理由としては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、本市条例の所要の改正を行うものでございます。

続きまして、資料No.21、第3回市議会定例会議案資料をご覧ください。

6ページにおきまして、新旧対照表でご説明申し上げます。

第4条の第6項において、政令の一部条例が追記されることにより、条項が繰り下がったことから、下線部の第21条第2項第1号を第22条第2項第1号に改めるものでございます。資料下線部の「参考」に記載させていただいておりますが、政令の一部改正の概要につきましては、劇場等の客席に関するバリアフリー基準を新たに政令第15条として追加されたものでございます。

また、この条例の施行日は、公布日から施行するものでございます。

土木課からの説明は、以上でございます。よろしくご審査を賜りますようお願い申し上げます。

○小野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 それでは、私から、議案第47号「令和7年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、水産振興課所管に係ります予算について、ご説明いたします。

資料No.21、第3回市議会定例会議案資料の21ページをご覧ください。

地域おこし協力隊活用事業について、ご説明いたします。

1の概要でございますが、人口減少及び高齢化により不足している浦戸地区の浅海養殖漁業の担い手確保を目的といたしまして、平成27年度から地域おこし協力隊員の募集を開始しております。あわせて後継者の育成に取り組んできたところでございます。

これまでに延べ13名の隊員を受け入れまして、6名が3年の任期を満了後、卒隊しております。そのうち3名が、ノリ養殖会社へ就職、2名が刺し網漁師として現在も活躍しております。

今回新たに寒風沢におきまして1名を採用したことから、受入れに係る必要経費を計上するものでございます。

次に、2の事業内容でございますが、今回寒風沢でのカキ、ワカメ養殖漁業の後継者の候補といたしまして、令和7年8月1日付で採用しております。

なお、8月1日付で採用した理由でございますが、今回採用するに当たりまして、本人と面談を実施した中では、本人が早期の就労を望んでいたこと、また、今回カキ、ワカメの養殖漁業の後継者ということで、カキの養殖漁業につきましては、8月から養殖作業が始まっていることから、講師となられる方にも早急に採用について、理解を得られたことから、今回

8月1日付で採用したところでございます。

なお、採用後の予算につきましては、既に計上しております連携予算から支出を行わせていただき、今回お認めいただいた後に連携予算に補わせていただきます。

地元の業者が講師となりまして、任用期間であります3年間で養殖技術を学んでいただき、卒業後に独立した漁業者になることを目標として行ってまいります。

3の事業費及び財源内訳でございますが、事業費として362万円、財源は、一般財源でございますが、地域おこし協力隊に係る経費につきましては、特別交付税が措置されております。

次に、同事業に係る予算について、ご説明いたします。

資料No.19、令和7年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書でご説明いたします。

初めに、歳出からご説明いたしますので、資料の8、9ページをご覧ください。

第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費の事業内訳記載の地域おこし協力隊活用事業362万円のうち、第1節報酬といたしまして159万1,000円、第3節職員手当等で29万7,000円、第4節共済費として32万2,000円、第7節報償費といたしまして80万円、第10節需用費、消耗品として8万7,000円のうちの5万円、第18節負担金補助及び交付金1,716万円のうち、各種出席負担金として56万円を計上しております。

地域おこし協力隊活用事業については、以上となります。

次に、浅海漁業振興支援事業について、ご説明いたします。

資料No.21、第3回市議会定例会議案資料の22ページをお開きください。

1の概要でございますが、昨今の海水温の上昇などの影響から生産額が落ち込み、大変厳しい状況にあると踏まえております。加えて、燃油高騰等が拍車をかけ、さらに浅海漁業の経営状況が悪化していることから、今回浅海養殖漁業等に使用する燃油購入費に対しまして補助をすることにより、浅海漁業者の事業の継続と振興を図るものでございます。

2の事業内容でございますが、補助対象者は、市内の漁協に所属し、塩竈市内に住所を有する個人または市内に所在を置く事業所でございます。

補助単価は、燃油1リットル当たり30円、対象燃油は、船舶及び陸上加工施設に使用するガソリン、軽油、重油でございます。

補助期間は、本年10月から来年3月までの6か月間といたしまして、3の事業費及び財源内訳でございますが、事業費823万円、財源内訳といたしまして740万7,000円が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、その他といたしまして82万3,000円がミナト塩竈まちづくり基金

繰入金となります。

4、今後の予定でございますが、今定例会でお認めいただき次第、各漁協に早急に事業内容の説明を行い、事業実施予定でございます。

次に、当事業に係ります予算について、ご説明いたします。

資料No.19、令和7年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書をご準備願います。

初めに、歳出からご説明いたします。

資料の12ページ、13ページをご覧ください。

第6款農林水産業費第2項水産業費第3目浅海漁業振興費第18節負担金補助及び交付金の燃油高騰対策補助金といたしまして823万円を計上しております。

続きまして、当事業に係る歳入について、ご説明いたします。

資料の6ページ、7ページをご覧願います。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金第1節総務管理費国庫補助金の説明欄記載の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,930万9,000円のうち740万7,000円、第19款繰入金第1項基金繰入金第4目ミナト塩竈まちづくり基金繰入金第1節ミナト塩竈まちづくり基金繰入金の説明欄記載、浅海漁業振興費といたしまして82万3,000円を計上してございます。

水産振興課からの説明は、以上となります。ご審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○小野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 下水道課からは、議案第51号「令和7年度塩竈市下水道事業会計補正予算」について、ご説明申し上げます。

初めに、補正予算に係る事業概要をご説明いたしますので、資料No.21、第3回市議会定例会議案資料、30ページをお開き願います。

大規模下水道管路特別重点調査等事業についてでございます。

初めに、1の概要ですが、令和7年1月に埼玉県八潮市で発生いたしました道路陥没事故を踏まえ、国から、下水道管路における全国特別重点調査の要請があったことから、管路の調査を行おうとするものでございます。

2の事業内容についてですが、調査対象は、平成6年度以前に設置された口径2メートル以上の下水道管路となります。

調査箇所は、新富町地内ほかとなりまして、延長は、約1.7キロメートルとなります。調査

の予定箇所につきましては、図面の赤線の箇所で、全て雨水管路となります。

3の事業費及び財源内訳につきましては、事業費が1,100万円、財源内訳は、記載のとおりでございます。

今後の予定につきましては、令和7年10月から調査を実施し、令和8年2月に国へ調査結果を報告する予定としております。

次に、補正予算につきまして、ご説明いたします。

資料No.20、令和7年度塩竈市下水道事業会計補正予算、こちらの3ページをお開き願います。

第2条収益的収入及び支出でございます。

第1款下水道事業収益、既決予定額40億9,547万9,000円に、営業外収益314万9,000円を増額し、総額を40億9,862万8,000円に、また、第1款下水道事業費用、既決予定額38億7,815万8,000円に営業費用1,100万円を追加し、総額を38億8,915万8,000円とするものでございます。

続きまして、第3条企業債の補正でございます。

公共下水道事業といたしまして、310万円を追加するものであります。

下水道課からの説明は、以上でございます。

○小野委員長 草野産業建設部長。

○草野産業建設部長 それでは、私から、まちづくり建築課所管の議案第52号「権利の放棄について」（市営住宅家賃及び市営住宅駐車場使用料）について、ご説明を申し上げます。

初めに、資料No.5、令和7年第3回塩竈市議会定例会議案の9ページをご覧ください。

本議案は、権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、資料No.21、第3回市議会定例会議案資料を用いますので、31ページをお開きいただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

初めに、1の概要でありますと、塩竈市市営住宅条例に基づき、決定した家賃等についての債権のうち、期間が経過し、消滅時効が完成しているもの等について、権利の放棄をしようとするものでございます。

2、権利の放棄の内容ですが、権利の内容は、市営住宅家賃及び市営住宅駐車場使用料についての債権となり、（2）債権額は、187万3,600円となります。

債務者数は4人となりまして、債権数は67件でございます。

（5）放棄する理由といたしましては、2つございまして、まず第1点は、滞納発生後に督促等を行ってきたものの支払いがなされず、未回収のまま時効期間が経過し、時効が完成し

たため、債務者による時効の援用を待たずに権利の放棄をするという内容でございます。

もう一つは、債務者が破産の申立てを行いまして、裁判所に免責許可決定が確定したため、これに伴い、権利の放棄を行うという内容です。

（6）時効期間は、5年間となります。

（7）債権の管理状況といたしましては、市営住宅家賃等の未納を確認した後に、私どもとしては、督促状・催告書、こういったものを送付し、訪問徴収、あるいは、分納誓約書の取付け、あとは所在の調査等、こちらを実施しておりますが、未回収のまま時効期間が経過してしまったという内容になります。

3、債権の内訳ですが、表に記載のとおり、平成27年度から令和2年度までについて、年度ごとに債権数と金額並びに放棄の理由を示してございますので、ご参照いただきたいと存じます。

最後に4、今後の予定ですけれども、本定例会において、権利の放棄をお認めいただきました暁には、議決後に不納欠損処理、こちらの処理を行うこととしてございます。

議案第52号「権利の放棄について」の説明は、以上となります。ご審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○小野委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。

なお、発言の際は、着座のままで構いませんので、ご案内申し上げます。また、資料番号と該当ページをお示しの上、発言お願いいたします。ありませんか。

今野委員。

○今野委員 今権利の放棄についての説明がありましたが、要するに市営住宅の家賃及び市営住宅駐車場の使用料についてという債権のようですが、こういうのは、保険とかは掛けていいないですか。

○小野委員長 草野産業建設部長。

○草野産業建設部長 お答えします。

市営住宅家賃です。市営住宅の所有者である塩竈市が、条例で規定する家賃を頂戴するという、いわゆる契約行為になりますので、それが不履行の際に、例えば、保険会社からそれが補填されるといったような保険については、加入はしていないということになります。やっぱり徴収について、意を用いながら回収に努めるというのが、まず一義的です。どうしても今回のように、例えば、所在が分からなくなったり、どうしても支払う能力がなくなったり、

あるいは、裁判所の破産の認定を受けた場合には、回収不能になってしまうという形になります。これは、市債権という形で民法上の規定になるんです。その債権というのは、自動で消滅しない。消滅する場合は、債務者の方が、5年の時効がたったので、私は、それを支払う義務はないですよと申し出る。いわゆる援用というんですけれども、それをしないと債権が消えないというのが基本になります。私どもとしては、その行為が、援用をしていただけないので、もう接触が取れないということです。ということで地方自治法に基づいて、議会の皆様の議決をいただいて、これを放棄する内容になります。したがいまして、保険等には、加入していないということでございますので、ご理解いただきたい。

○小野委員長 今野委員。

○今野委員 説明の内容は、よく理解しましたけれども、民間の場合ですと、保険を掛けておくと、保険会社が、弁護士やらの手配をして、そして、弁護士にそういった仕事を実際お願いをして、そして、どうしても取れないというときには、保険会社が、その取れない分の家賃を補填する。そして、あとは保険会社が、債務者から頂くように催促をする手順で、そんな損するようなことがないようになっているんですけども、こうしてみると、187万3,600円の債権ですから、30円、50円じゃないので、これが市民の5万数千の市民の損ということになりますよね。だから、できればそういうことで損をしないように努めていただければいいのかなと思っておりました。

以上です。

○小野委員長 草野産業建設部長。

○草野産業建設部長 ご指摘ありがとうございました。

我々も検討したいと思いますが、ちょっと説明足らずでした。

入居者を入居募集するときに、保険といったらあれですけれども、我々としては、いわゆる入居の保証人というのをつけています。当事者がお支払いできないときは、保証人の方が支払うというスキームになっています。

今このご時世ですので、その保証人をつけるのもなかなか難しい。その場合に、今まさに今野委員がおっしゃったような保証人を立てるのではなくて、その債務を保証する保険に入つていただく。そういうものでもし滞納が生じた場合には、我々にも補填される事例も私は、聞いたことがありますので、本市においてもそういった処置が取れるのかどうか、今後研究を深めてまいりたいと思います。ありがとうございました。（「ありがとうございます」

の声あり)

○小野委員長 ほかにございませんか。

志賀委員。

○志賀委員 それでは、私から何点かご質疑させていただきます。

まず、資料No.21の21ページ、地域おこし協力隊活用事業について、ご質疑いたします。

今回隊員受入れということで1名の方ということなんですかけれども、1点、この1名の方は、どういった経緯で募集されたのかというのは、ご説明していただくのは、可能でしょうか。

○小野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 どういった経緯でということですけれども、本人が、漁業をしたいというところを浦戸の方にお話をしたというのが、まず第1の経過でございます。その中で面談していく中で、どういった形で行っていくのかという中で、地域おこし協力隊に申し込みたいということがありましたので、我々も面談をさせていただいて、これは、地域おこし協力隊のカキ、ワカメの養殖の部分ができるなというところを判断させていただきましたので、今回任用したという経過でございます。

以上です。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 すみません。募集動機というのが、例えば、ホームページで見たとか、もともと塩竈市とつながりがあったとか、ちょっとそこら辺のことを情報としていただければ、プラスでお願いします。

○小野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 言葉足らずすみませんでした。

もともと島に関係がある方でございましたので、その方が、両親もそういうことで亡くなつて、島に一回戻ってきたいというところもあって、それで、まず自分もやっぱり戻ってもう一度浦戸の振興に地域おこし協力隊として協力したいという気持ちがあったというところがありましたので、今回採用に至った経過でございます。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

地域おこし協力隊の活用のところは、各自治体で進んでいるところではあるかとは思いますけれども、塩竈市の地域おこし協力隊の募集要項というか、希望者の募り方というところに

ついて、市で何か積極的に取り組んでいるとか、広報活動をしているとかというのは、何かあるんでしょうか。

○小野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 今回のこの浅海漁業の関係に限定させていただきますけれども、まずは、ホームページ等で募集をさせていただいている状況と、例えば、東京であったり大阪であったりというところで、漁業者になりたい方の就労支援フェアというのがありまして、そちらに今回も行かせていただいて、浦戸の漁業者と一緒に行かせていただいて、漁業者になりたいという方に対して説明を行った経過はございます。でも、なかなかやはり採用までには至っていない状況はあるんですけども、そういうところを地道に行っていきながら、任用に努めていければとは考えておるところです。

以上です。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

もう一点だけいいですか。

例えば、本市において、今のような浅海漁業者の募集というのは、恐らく不特定多数の方にお願いしても、恐らく成り手が当然いませんし、募集費用というところに関しての対費用効果という部分に関しては、難しいと思うので、そういったフェアとか、そういったところに行って、漁業に興味がある方向けにアナウンスをしていくというのは、すごく有効な手段だと思います。そういった枠組みとかイベントとか、そういった集まりみたいなところがもしあった場合、市としては、積極的にやっぱり今後地域おこし協力隊員の募集というものを進めていくものなのか、それとも定期的な案内があって、募集したいという方がいれば乗るのか、どちらのスタンスなのか、お聞かせいただければ。

○小野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 我がほうのスタンスとしては、やはり現状として、浅海漁業の従事者というのは、減少している状況がございますので、少しでも多くの方々が、浅海養殖漁業に携わっていただけるように、やはりそういうところに出向きながら、積極的に募集に對してお声がけしていければとは、考えておるところです。

以上です。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

続いて、浅海漁業振興支援事業について、22ページです。

こちら、ガソリン代ですか。30円負担しますよということだと思いますが、こちらの支給方法と、適正に使用していただくために必要な条件等、決まっているものがあれば教えてください。

○小野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 適正なものを出していただくというところでございますけれども、やはりその方が、例えば、加工場で使ったのがどのくらいあるかという、そういうところの領収書であったり、そういうところは、しっかり出していただきながら、確認させていただくというところでございます。船にどのくらいこの燃料を使ったかというところをしっかり確認させていただいて、それをまず要項で整理させていただいて、それを各漁協にアナウンスをさせていただいて周知していくという状況でございます。

以上です。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 いつぐらいから要項が出て、希望者、登録制、漁協にお渡しするということで、漁協が、恐らく取りまとめ窓口という形になるかと思いますけれども、そこら辺の周知徹底をしていただいて、適切に利用していただけるようにしていただければなと思います。

続いて、債権の放棄について、最後なんですか、先ほど保証人を取りあえずつづけもらいますよというお話だったと思います。滞納というところと公営住宅というところで、恐らくもともと低所得者の方が、入居される確率が高いこともあるかとは思います。この債権の放棄の基本的な条件というところは、一番下のところに破産手続というところもあったんですけども、その破産手続で債権が消滅した場合の本市の放棄するタイミングというんですか。もう確定日付がついてからなのか、それとも全部裁判が終わって、破産の手続が終了した段階なのか、お聞かせください。

○小野委員長 草野産業建設部長。

○草野産業建設部長 お答えします。

法的には破産手続が完了したという、裁判所からの通知の日付になるとまず思いますが、他方、実際簿価といいますか、帳簿に残っている債権というのは、その時点でそのままですので、あくまでもその債権を放棄するには、地方自治法によって議会の議決を得なければいけ

ないという形になります。例えば、今裁判所でも破産手続が終わっていますけれども、債権は、まだ残存しているという形になりますので、あくまでも我々は、この決算議会に合わせて、大体9月に決算整理と合わせて債権放棄をするという形になりますので、地方自治法に照らせば、議会の議決をもって債権が放棄されるという解釈でよろしいかと思います。

○小野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございました。

今回の質疑は、以上にて終了いたします。

○小野委員長 ほかにございますか。

伊勢委員。

○伊勢委員 私からも何点かお尋ねをしたいと思います。

1つは、先ほど劇場での新たな高齢者バリアフリーかな。資料でいうとNo.5の議案第46号の8ページということになるんですが、そうすると、この条例が仮に規定するすれば、該当するそういった劇場というのは、市内では、どういうところなんでしょうか。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 劇場ということですので、すみません。詳しくは、市内にどの程度の劇場があってという部分は、調べかねておるところですが、こちら、政令を基にして、市の条例の改正ということになりますことをご理解いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 例えば、壱番館遊ホールなんかは、該当するなんでしょうか。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 一定程度以上というところであります。座席数が、400以下の場合というところであると、やはり壱番館の遊ホールも該当するのではと考えておりますので、こちら、関係課と確認しながら対応していきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

ひとつ壱番館の遊ホールは、バリアフリー化はされているのかなとは思いますが、改めて条例の運用をやっぱりしっかりと行って、高齢者の方、あるいは、障がいをお持ちの方が使えるような、ひとつ仕組みづくりをご検討のほど、よろしくお願ひをしたいと思います。

次に、先ほど地域おこし協力隊の話が出ましたので、それとの関連でその要項を作りますということのいろんな答弁がありましたが、私も不勉強なのかな。東京の就労フェアは、どんな形で何回ぐらいやっているのか、その辺だけ確認させてください。

○小野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 何年続いているかというところは、存じ上げないんですけれども、ここ数年は、毎年行っている状況があります。東京であったり他の地域。今回だと大阪であったり福岡であったりという他の大きな地域のところであって、そういう大都市の方が、漁業に興味のある方向けにそういう就労支援、フェアを行っているという状況でございます。

以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、そういった大都市のところでのそういったフェアをやるということの関係で、効果としては、この間、どうだったのか。浦戸の方が、関係する方が、今回1名ということは、分かりましたけれども、これまでの過去の経過からいって、そういったものがうまくヒットしているのかどうか、その辺の関係だけお尋ねしたいと思います。

○小野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 ちなみに昨年度につきましては、東京がありました。塩竈市のベースにたしか6名程度、塩竈市の浅海漁業で、漁業にちょっと興味がある方ということで、お話をありました。

今年につきましても今回大阪で同じような人数の方からお話をいただきましたけれども、やはり島という特殊性というのもありますて、ほかのところですと違うところ、例えば、本土から漁業でやっていくというところと、島に住んで漁業するというところが、その差があるというところで、なかなかそこまで、うちの島の漁業者にというところまでなかなか結びついてはいないのかなという現状はありますけれども、やはり地道に声掛けしていくことは必要なことは考えておりますので、こういうフェアについては、あり次第、適宜対応していくべきなことは考えておるところです。

以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました

島、離島という、そういうちょっと条件があるということ。でも、離島としてのよさという

のは、やっぱりあると思うので、就労だけではなくて、やっぱりターゲットをどこに絞るかという課題もあるんでしょうけれども、離島のよさ、そういうものをやっぱり大都市の方に、魅力といいますか、やっぱりそういったものをしっかりとそのフェアのときにタイアップして、こういうところなんですよというところをしっかりとアナウンスしていただいたらよろしいのかなと思うんだけども、その辺いかがでしょうか。

○小野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 確かにそうですね。島というところでも浅海養殖漁業者だけではなく、今現在浦戸の地域おこし協力隊で地域支援の方で2名もういらっしゃるという状況もございます。そういうところうまくタイアップするというところもあってもいいのかなとは考えておりますので、そういうところを適宜うまくフォローアップしながらというんですか、考えていくべきだと思います。

以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

うまく活用していただいて、実際今就労している地域おこし協力隊の方々が、例えば、東京とか、大阪に行って、やっぱりこういうすばらしさもあるんですよというのを生でしゃべるとまた違うと思うので、この辺はうまく、先ほどお話がありましたけれども、回答がありましたけれども、対応方をよろしくお願いをしたいと思います。

次に、浅海漁業の関係で、何点か確認をさせてください。

リッター当たりなんですか、30円の支援ということで、10月から開始するということなんですが、これは、例えば、ガソリン、説明対象でいうとガソリン、軽油、重油ということで、単価がそれぞれ違うわけですよね。レギュラーガソリンだと現在の単価でいうとリッター当たり169円。それから、軽油だと149円なのかな。A重油で99円ということで、それぞれ一括で燃油といつてもやっぱり様々値段が違う。

そうすると、今回のこういった活用する方々の関係で、30円の補助助成ということですが、そこも含めて、この差というのか、それぞれ漁業者の使う方にとって一番使いやすい燃油を使うんでしょうね、ガソリンだったり。その辺の関係でうまく、何というんですか、ミスマッチしていないような、やっぱり丁寧な対応、説明が必要じゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○小野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 そうですね。燃油ごとに単価が違うというのは、おっしゃるとおりかなというところでございます。実際漁業者が漁協から燃油を購入しているという状況は、漁協だけで買っているわけではないので、なかなか把握はできていない。漁協も把握できていないという状況があると思うので、個人の使用料は、各漁協で把握していないところから、今回算定根拠としては、前回令和4年度に同じような事業を実施させていただきました。そのときでも今回の金額と同様の30円という状況でございます。この30円の根拠につきましては、燃油が上がる前から、今現状の感じでやっぱり30円程度上がっているという状況を考えまして、今回30円。基本は、レギュラーガソリンを参考にさせていただいているけれども、その分で30円程度上がっているという状況がありますので、今回の補助の単価を30円とさせていただいたのは、そういうところでございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、令和4年に一度やっていますということと、個人、あるいは、漁協ということなので、そうすると、精算の仕方というのは、例えば、個人の場合だと、使いました。それをきちんとそういったものを使ったものをちゃんと提出して、助成を受ける。漁協だったら、やっぱりその組合員の方々の関係で一括なのかな。ちょっとそのあたりは分からぬんですが、その辺の個人対応なり、あるいは、漁協さんなりの助成の仕方、在り方について、どのような形で進むのか、確認させてください。

○小野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 先ほども申しましたけれども、基本的には、各漁協に所属している方というところがございますので、漁協で取りまとめていただくということになります。漁協の方に対して、その個人または事業者が使った燃油の基となる分かるもの、例えば、レシートであったり請求書であったりというところをしっかり提出していただいた上で、こちらとしても今後実績報告に向けて、しっかり確認させていただく必要がございますので、その支出に向けては、そういうところをしっかり確認して、漁協にアナウンスしていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

せっかくこういった助成をするということですので、周知方よろしくお願ひをしたいと思います。

下水道で、1点だけお聞きします。

議案関係で、先ほど改めて下水道の調査をするということのようですが、この地域の赤線を引いたやつです。調査は口径2メートル以上かな。平成6年度以降ということですが、市内の雨水管、あるいは、下水管も含めて、結構なやっぱりキロ数があると思いますが、ここ対象に絞ったのは、理由は何なのか、確認させていただきたいと思います。

○小野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 市の下水道管路ですけれども、雨水汚水を合わせまして、370キロメートルございます。こちらの370キロメートルから、この平成6年度以前に設置された口径2メートル以上の管路を抽出されたということで、今回の延長が1.7キロメートルということで、雨水汚水はありますけれども、この1.7キロメートルのほぼ全て雨水管路だけという形で抽出されているという形になります。

以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。雨水と汚水と370キロメートル、総延長でそういう管渠が市内で張り巡らされている。

今回の1.7キロメートルになってしまった理由、根拠になるべき、国のあるかもしれないけれども、その辺の理由づけだけちょっと教えてください。

○小野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらの370キロメートルにつきましては、下水道で台帳を管理しております。この台帳の中から整備年度であるとか、管の口径というのを管理していますので、そちらの中から国の要請に基づいた管路を抽出したという形になります。

以上でございます。

○小野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

370キロメートルという中での1.7キロメートルですので、まだまだ対象としては、これから

の話になるのかなと。この間の事件でもお一人命を失うという重大な事故で、しかもかなり都市部としての機能もやっぱり道路面でも失ってしまったということもあります。ひとつ今後とも市内全般の関係でいうと、まだまだ足りないのかなと思いますが、まず今回調査して、ひとつ事業としてもしっかりやっていただければと思います。

私からは、以上です。

○小野委員長 ほかに。

柏委員。

○柏委員 資料No.21の6ページをお開きくださいませ。

塩竈市の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関することなんですけれども、特定公園施設は、塩竈市で今どこがあるんでしょうか。お伺いいたします。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 特定公園施設というところでございます。こちらに関しましては、市内の公園が、全て該当するというところでございます。

以上です。

○小野委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。

この特定公園施設を設置するに当たりまして、お店とか、にぎわいのできるということもちょっと見たんですけども、そういうものもこれから考えていくというのは、あるんでしょうか。

○小野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 今回のこの条例の中身でいいますと、特定公園施設の中の園路ですか、トイレ、駐車場、そういったところの考え方が変わるというところでございますので、委員のご質疑の中身につきましては、該当していませんので、すみませんが、私どもの回答にならなくて申し訳ないんですけども、そういうことになります。

以上です。

○小野委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。

資料No.21の22ページの浅海漁業の事業内容で、補助対象者のことでお伺いいたしますが、塩竈市に所在地を置く事業者は、どれぐらいあるんでしょうか。

○小野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 事業所というところですけれども、基本的には、市内の漁協というところを想定していますので、浦戸に2つ、本土に2つということで、県の漁協で3漁協です。旧浦戸東部と旧浦戸支所と旧第一支所、旧塩竈市漁協の以上の4つというところでございます。

○小野委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。

市内に所在地を置くと限定されたのは、何か理由がございますか。

○小野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 やはり本市の税金を使うというところもございますので、塩竈市に所在を置くというところに限定させていただいているところでございます。

以上です。

○小野委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。

以上でございます。

○小野委員長 ほかにございますか。

土見委員。

○土見委員 私から何点か質疑させていただきます。

最初に、地域おこし協力隊の活用事業について、伺いたいと思います。

ほかの委員からも質疑があったので重複を避けますが、以前一般質問で、今後浦戸の人口減少を、資料を出しながら、人口減少をどうやって少しでも緩めていくのかという話をしたとき、地域おこし協力隊でという話をご答弁としていただいたことがあります。そのときから考えると、大分ちょっと苦戦はしているんだろうなと思っておりまして、実際見ると、13人受け入れて、5人が今残っているということで、定着率4割弱です。全国と比較しても低い数字になっています。

それを踏まえて伺いたかったんですけれども、先ほど今後も積極的に受け入れたいという話がありました。実際の採用計画、もちろんあくまでこっちサイドの理想の話にはなるんですが、どの事業にどれほどの人を今後入れていきたいのか、少し計画があれば伺いたいと思います。

○小野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 まず、実際にこのぐらいの人数をこのところにという具体的な人数の計画は、ございませんけれども、例えば、ノリであったり、やっぱりカキであったりというところは、今でもやはり現状として不足しているという状況がございます。その不足が解消もできるのというのが理想でございますけれども、やはり不足している。高齢化に伴って辞めていく方々も多分出てくるという状況がございますので、やはり引き続き募集をかけていくというところは、継続していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたように、受入れ指南役の漁業者も非常に高齢になってきていて、10年後に受け入れても、受け入れてくれる漁業者がいないなんていう状況も、もちろん地域おこし協力隊経験者が、さらに次の地域おこし協力隊を指導するというのがあるかとは思いますが、難しいところもあります。そのあたり、もちろん積極的になんですかけれども、ちゃんと将来の計画を立てながら受け入れていったほうがいいかなと思いました。

そのときに気になったのは、受入れの際に、例えば、住宅だと、そういう受入れ体制の整備というのが必要だと思います。最近は、浦戸でも空き家が出てきていますけれども、そのあたりの受入れ体制、例えば、住宅の整備というか、準備というところは、どれくらいしているのか、余裕があるのか伺いたいと思います。

○小野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 実際に島に、例えば、災害公営住宅のところで空きがどれくらいあるとか、空き家がどれくらいあるのかというのは、申し訳ございません。把握はしておらない状況でございましたけれども、確かに委員がおっしゃるとおりに、やはり来ていただくからには、住まいも絶対必要というところがございます。今現状としては、公営住宅に住んでいる方に家賃の補助等はしておりますけれども、やはりそういうところをもっとアピールじゃないですかけれども、募集に当たっては、アピールしていくことが大事なのはなということは、考えさせていただくという状況でございます。

以上です。

○小野委員長 草野産業建設部長。

○草野産業建設部長 すみません。私から、若干補足させていただきます。

今大筋は、担当課長お話しのとおりで、市営住宅の状況につきましては、まず桂島と朴島に空きがあるという状況になっています。土見委員がおっしゃるとおり、地域おこし協力隊に来ていただく方の受皿になるのは、間違いないという形です。

ただ、基本的に公営住宅は、例えば、ご家族がいらっしゃるとかという、いろいろ条件があるんですけれども、それを踏まえまして、浦戸地区の住宅については、単身入居もまず可能にしておりまして、あとは、一定程度所得が上がっても、それでもお住まいになれるというみなし特定公共賃貸住宅という枠組みを組んでおりますので、空きがあってご希望がなされれば、そちらには入居可能と我々考えいるところです。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

それで、今の地域おこし協力隊とか、単身の方も住まわれてはいるんですけども、実際今後この今回入られた方が、3年後に独立する。例えば、配偶者を持って子供ができるとかとなると、今ある公営住宅だと、ちょっと手狭なんですよね。大体が単身、もしくは、2人世帯とかという想定なので。そうしたときに島に本来ある空き家、今後空き家になるところ、ある程度ちゃんと程度よく管理して置いておく必要というのも出てくると思いますけれども、そのあたり準備というか、考えというのは、どのようなものをお持ちなのか。実際この方が、3年後に独立したら、島に公営住宅しかなくて、ちょっと住むのが難しいからほかのところに行きましょうなんて話になってももったいない話なんですけれども、そのあたり、ちゃんと先まで見た計画というか、めどというのは、どう立てられているのか、伺いたいと思います。

○小野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 ちなみに今回採用する方は、元島の方ということを先ほど申しましたところで、実際両親が住んでいた住居もあるというところですから、多分公営住宅には、今入っていない状況かなというところはあります。

それはそれとして、多分今後地域おこし協力隊を受け入れていくに当たっては、そういうところの公営住宅のところというのは、必要となってくると思いますので、担当課と、空き家であったり公営住宅の管理の計画を共有しながら、今後の何人を雇っていくかとかという、任用していくかという経過、先ほど人数的にはないとは申しましたけれども、やはり継続的

に地域おこし協力隊を任用していくには、そうところは必要かとは考えておりますので、各課と協議しながらやっていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

せっかく来てくれた方が、島外に出てしまうきっかけにならないようにお願いします。

次に伺いたいのは、同じく資料No.21の22ページ、浅海漁業のところなんですかけれども、今回浅海漁業へということですが、限られた財源を今回の浅海漁業の支援に振り分けた理由というところをもう一回、ほかのいろいろな支援をしなければいけないところがある中で、今回浅海漁業に振り分けたというところの理由をもう一回確認したいと思います。

○小野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 まず、総括質疑の中でもお話があったとおり、やはり府内で何件か挙げた中で、今回こうピックアップして絞ったというところで、今回浅海漁業をというところもあるということを認識しているところでございます。

今回におきましては、例えば、漁船の燃油というのも多分該当すると考えております。塩竈市魚市場に水揚げされる漁船の方の燃油の補助というところもあるとは思いますけれども、やはりそういうところ、現状の交付金の額とマッチした中でどういうところに絞っていくかというのは、多分府内で相当議論されたんだと思うので、そこで、次回以降もそういうのがあればいろいろ漁船の部分も踏まえ、また、課として挙げていくというところがありますので、今回は、それで浅海漁業が上がったというところなのかと考えておるところです。

以上です。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ということは、各課から事業案を出す。それを財政なんですか。財政で見比べてどこかを選ぶということで、なかなか担当課としては、その理由までは、知り得ないということですね。分かりました。ありがとうございます。

最後に、大規模下水道管工事の管路のところ、30ページから伺いたいと思います。

財源内訳のところを見ると、米印1として下水道防災事業費補助金と書いてあります。そのほか企業債があって、その他があってということで、3つの財源を合わせて今回の事業が成り立っているわけです。この下水道防災事業費補助金のことに詳しくないので、伺いたいん

ですけれども、今回このように3つの財源から支出して事業を行っているその理由というか、そこの部分をもう一回ご説明をお願いします。

○小野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 お答えいたします。

こちらの、まずは、国の部分ですけれども、国の予備費というのを活用したということで、全国の延長に対しまして、その中から、各市町村の延長割合に基づいて、今回交付されるという形で、市から要望したという額ではございません。

さらに、次の下水道の事業債でございますけれども、こちらにつきましては、国費の裏の部分の負担として、今回新たに大規模下水管路特別重点事業債というのは新しくできましたので、こちらが、今回使えるということが国から通知がありましたので、こちらを補助と同じ額分も充てる。

ただ、調査費としては、1,100万円かりますので、残りの分については、単独費ということで財源という形で計上しておるところでございます。

以上でございます。

○小野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

事業費補助金の中のメニューとして、例えば、下水道情報デジタル化事業とか、そういうところもあったと思います。そのあたり、今回のは、あくまで安全性チェックの部分がメインなのかとは思いますけれども、そのあたりの補助メニューも今後を考えると、利用してもいいのかなとは思ったんですが、併せて利用する計画とかは、特にないんでしょうか。

○小野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 今回の国からの配分と申しますのは、やはり埼玉県の八潮市で起きたこちらの事故を受けましての調査費という形、それのみという形になりますので、それ以外の部分については、まずは、使えないという費用という形になっています。

以上でございます。

○小野委員長 ほかにご発言はありませんか。 (「なし」の声あり)

暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前10時59分 再開

○小野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第46号、議案第47号、議案第51号及び第52号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小野委員長 挙手全員であります。よって、議案第46号、議案第47号、議案第51号及び第52号については、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時00分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

産業建設常任委員会 委員長 小野幸男